

◆◆トピックス①◆◆

解散方針決議しても進まない解散実務 その間に加入員数減少が加速 ～モラルハザード？ある総合型基金の場合～

Ovalニュースレターでは、人事・企業年金関連の情報を分かりやすく解説し、企業経営上の判断をサポートします。

進まない解散 モラルハザード？	1
早期方針決定を促す 厚労省の事務連絡	2
特例解散 納付猶予の特例(再掲)	3
解散を進める 基金も増加	4

◆書籍案内◆

増補・改訂版発売中！

年金倒産

企業を脅かす
もう一つの「年金問題」

AIJ事件が暴き出した厚生年金基金制度の構造的欠陥。生き残りのため、企業がなすべきことは、

著者：当社代表 宮原英臣
発売元：株式会社レジデント社
定価：本体1500円(税込)

◆セミナー情報◆

厚生年金基金対策セミナー

～法改正を受けて～

基金と加入企業が
取るべき決断とは！？

東京開催

・3月13日(木)

・4月24日(木)

大阪開催

・3月11日(火)

時間：13:30～15:30

参加費：1社につき5千円

同封のセミナー案内
でお申込み下さい。



ホームページもご覧下さい

www.oval-rms.com

厚生労働省資料でも数多くの基金がすでに解散方針を決めて、解散や代行返上に向けて具体的に進んでいることが公表されている。しかし、実際の解散業務の進捗状況を見ると、遅々として進んでいない基金が数多くある。

東京都内に事務局を置くある総合設立基金の場合、およそ2年前の代議員会で解散方針の議決を行ったにもかかわらず、その後、2年以上が経過している現時点でもまだ解散申請に至っていない。その一方で、加入事業所数、加入員数ともに従来以上のペースで減少が加速している。その要因は、中には廃業する事業所もあるが、主な原因は任意脱退に踏み切る事業所が増えていることにある。任意脱退の場合には、当然のことながら脱退の時点で基金が抱える多額の積立不足額(未償却過去勤務債務残高、繰越不足金等も含め)のうち脱退事業所相当分の脱退時特別掛金の一括拠出が必要になる。基金が解散した場合の負担額(代行部分の不足額の負担)に比べると、脱退時特別掛金の方が数倍も大きくなるので、通常、基金解散が予定されている場合には、事業所としては任意脱退に踏み切るよりも解散を待つ方が、資金負担額が格段に違うので、任意脱退を控える傾向にある。

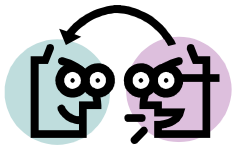
しかし、この某基金の場合には、基金解散の方針が議決され、近い将来に基金解散が予定されているにも拘わらず任意脱退に踏み切る事業所が数多く出ている。

なぜ、このような一見非合理的に見える行動を取る事業所が多いのか、その理由を解き鍵は脱退事業所の加入員数にあった。任意脱退を申請した事業所の加入員数が、その1年前に比べると大幅に減少している事象が起きていた。脱退申請時点の加入員数が、1年前の加入員数の半分近くに、ひどい場合は3分の1以下に減少している事業所もある。

もちろん、各事業所の事情は様々だろうし、事業環境や経営状況の変化に応じて、雇用情勢も変わることは当然起きることではあるが、しかし基金解散決定の時期を境に、複数の事業所で一斉に従業員の削減を行ったというのは、全くの偶然の一致だろうか。結果的に某基金では、加入員数の増減率が、従来は平均△4%(減少)だったのが、解散方針を議決したH22年度の△4.9%から、H23年度△7.0%、H24年度△8.6%と年々減少ペースが加速している。

沈みゆく船から乗客達が我先に逃げ出そうとする映画のような状況を見ているようだ。業界の相互扶助精神はとうになくなって、むしろ連帯債務制度(厚年基金制度自体は、実態として解散するまでは連帯債務を全加入事業所が負っている)からいち早く抜け出そうとしているようだ。しかも、本来は負担すべき脱退時特別掛金を、脱法的に逃れようとしているとすれば、もはやモラルハザードを起こしている状態と言えるだろう。

このような状況を解決する最善策はただ一つ、基金解散を早期に実現するしかない。モラルハザードの原因は脱退する事業所ではなく、解散の遅延を招いている基金自身にある。



◆◆トピックス②◆◆

2月代議員会での解散決議を促す

厚労省の事務連絡発出

Ovalニュースレターのバックナンバーは下記のウェブサイトをご参照下さい。

www.oval-rms.com

37号

- 解散ととり進める基金続出
- 受給権の保全、残余財産の範囲内で
- 特例解散、納付猶予の特例
- 早期解散を阻む抵抗勢力と対策

36号

- 厚生年金基金見直し改正法成立
- 「代行割れ」基金は早期解散がベスト
- 将来選択肢と負担額シミュレーション

35号

- 厚生年金基金改正法衆議院審議中
- 厚年基金制度見直しのプロセス
- 厚年基金の将来方向性の決定時期
- 上場企業、株主総会の準備は

34号

- 総合型基金の解散現場の声
- 受給者の年金減額は有効か
- 解散の準備に走る厚生年金基金

33号

- 命運尽きた総合型厚生年金基金
- 厚労省“法改正案”
- 厚労省“試案”による法改正の影響

32号

- 厚労省試案発表
- 試案の概要、解説
- 試案の独自評価

31号

- 任意脱退を巡る訴訟に「脱退の自由」認める
- 日本交通基金のケース
- 尾西毛織基金のケース
- 有識者会議報告

厚労省は平成26年1月29日付けで事務連絡を全基金に発出した。その内容は、3月末頃を予定されている政省令を待つことなく、2月代議員会で基本方針を決定することを促す内容であった。(本文は以下のとおり)

本年4月から基金制度見直し法改正が施行されるにも拘わらず、関連の政省令が出るまでは手続き詳細が分からないという理由で、法改正に即した基金の将来方針の決定を引き伸ばしている基金が数多くある。しかし、厚労省としては、代行分資産の保全と早期返還を促すために、解散方針ないしは代行返上方針の決定を促進したい意向にあるため、政省令が出されるまで詳細確認を待つことなく、改正法概要を基にして方針決定を行い、政省令発後に理事長専決の形で規約変更等の詳細決定を行ってよい、という指針を明確にした。

事務連絡

平成26年1月29日

厚生年金基金 御中

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

厚生年金基金における今後の方向の検討について

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)」については、本年4月1日の施行に向けて、関係する政省令等の整備を進めているところですが、政府部内における手続きのため、まだ公布には至っておりません。

代議員会等の時期も迫っていることから、今般、代議員会等におけるご議論に活用していただくことを念頭に別添の資料を用意いたしました。この資料は、先般のパブリックコメント等を踏まえ、政省令等に規定する予定の内容をまとめたものです。厚生年金基金の皆様におかれましては、この資料をもとに今後の基金の方向について議論を進めていただければ幸いです。

【留意事項】

- 今後、代議員会を開催する予定の基金におかれては、例えば今般の法改正に伴い規約変更等が必要な事項について、まず規約変更等の概要を代議員会の議題とし、承認を得た後に、実際に政省令等が公布された後に、具体的な改正を理事長専決で行い、認可申請する等の弾力的な対応も可能です。

※既に代議員会を終えた基金についても、実際に政省令等が公布された後に臨時代議員会を行うほか、規約変更等が必要な事項について理事長専決で改正を行い、事後的に代議員会の承認を求めるなどの弾力的な対応も可能です。

- 認可申請については、原則として、本年3月末までに行うようお願いします。
- 本年4月末までに解散計画または代行返上計画をご提出頂ければ、通常の財政運営に基づく本年4月の掛金引き上げに代えて解散計画または代行返上計画に基づく財政運営を実施することができるとします。

これを受けて、多くの基金では、2月代議員会で「解散方針」の決議がなされることが予想されるが、あるいは、厚労省の意向に沿わず、笛吹けど踊らず、という基金が続出することも想定される。各基金の2月代議員会は注視すべきだろう。



増補・改訂版
発売中!

◆◆トピックス③◆◆

特例解散：納付猶予の特例 分割納付の概略（再掲）

◆出版案内◆

増補・改訂版
発売中!

年金倒産

企業を脅かす
もう一つの「年金問題」

AIJ事件が暴き出した厚生年金基金
制度の構造的欠陥。生き残りのため、
企業がなすべきことは、

著者：当社代表 宮原英臣
発売元：株式会社フジレント社
定価：本体1500円(税込)

Ovalニュースレターの
バックナンバーは下記
のウェブサイトをご参照
下さい。

www.oval-rms.com

厚生年金基金 対策セミナー

～法改正を受けて～
基金と加入企業が
取るべき決断とは!?

東京開催

・3月13日(木)

・4月24日(木)

大阪開催

・3月11日(火)

時間：13:30～15:30

セミナー特典として、ご
加入基金の将来選択肢
と負担額シミュレーション
をご提供致します。
申込時に加入基金名を
ご記入下さい。

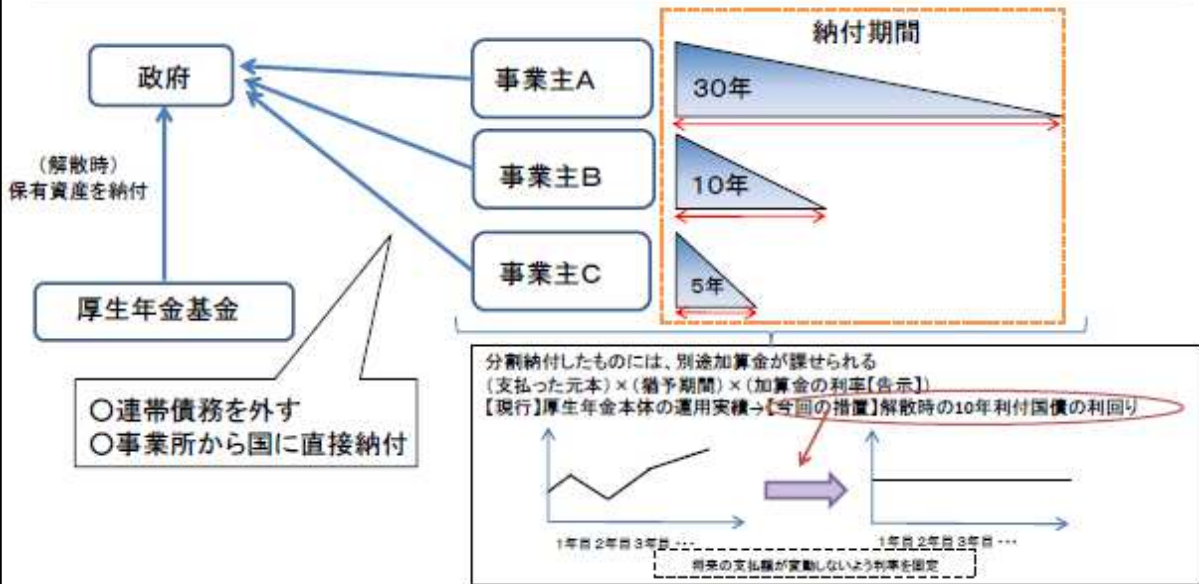
発行：
オーヴァル・リスクマ
ネジメント・サービ
シーズ日本支社

〒151-0053
東京都渋谷区
代々木4-23-5-101
TEL：03-5333-4808
FAX：03-5333-4809

特例解散(代行割れ基金が対象)の分割納付の特例について、「第1回社会保障審議会
企業年金部会」に提出した資料の中では、次のように提示されている。

納付猶予の特例①

- 通常は解散時に最低責任準備金を一括で国に返済する必要があるが、納付猶予の申請をすることが可能。
- 従前の特例解散における納付猶予について、今回の改正により、次の見直しを法定。
 - ①事業所間の連帯債務外し、②利息の固定金利化、③最長納付期間の延長(15年→30年)
- 基金が保有する資産は解散後、すべて国に返還し、基金は清算。代行割れ部分を各設立事業所の事業主で負担し、事業主から分割で国に返還する。



- ①「事業所間の連帯債務外し」・・・年金倒産の背景となっていたこの悪名高い条件が廃止されたことは効果が大きい。また、過去の特例解散事業所にも遡及適用されることは喜ばしいことではある。
- ②「利息の固定金利化」・・・分割納付に対する加算金利率には、解散時の10年利付国債の利回りを適用して、分割納付期間中の利率を固定化するので、返済計画を立てやすくなり、中小事業所への資金繰り支援効果が望める。
- ③「最長納付期間の延長(15年→30年)」・・・納付猶予の特例は、二段階の手続になっており、(1)通常の納付猶予期間(最長10年)、(2)納付期間中の特例申請により納付期間の延長(最長30年)、とする予定。初めから30年を認めてほしいという声もあるが、長期間の未納リスクや経営モラルの観点から慎重にならざるを得ないだろう。

特例解散の最大の障害は、代行割れ分の負担について『**全ての事業主の同意**』が実質的に必要である、ことにある。事業主ごとに納付期間は選択して申請できるが、そもそも納付計画を提出しない事業所があると、納付猶予の申請以前に、解散申請そのものが出ないことになるので、提出しない事業所は基金でまとめた納付計画を策定し、その代わりにそれらの事業所には「連帯債務」を負わせる案も検討されている。



解散を取り進める基金が続々

137基金が解散・代行返上の手続済み

～厚労省公表資料より～

増補・改訂版
発売中!

◆ 出版案内 ◆

増補・改訂版発売中!

年金倒産企業を脅かす
もう一つの「年金問題」AIJ事件が暴き出した厚生年金基金
制度の構造的欠陥。生き残りのため、
企業がなすべきことは、著者：当社代表 宮原英臣
発売元：株式会社フレンジー
定価：本体1500円(税込)**厚生年金基金
対策セミナー**～法改正を受けて～
基金と加入企業が
取るべき決断とは!?

東京開催

・3月13日(木)

・4月24日(木)

大阪開催

・3月11日(火)

時間：13:30～15:30

セミナー特典として、ご加入
基金の将来選択肢と負担額
シミュレーションをご提供
致します。申込時に加入
基金名をご記入下さい。発行：
オーヴァル・リスクマ
ネジメント・サービ
シーズ 日本支社〒151-0053
東京都渋谷区
代々木4-23-5-101
TEL: 03-5333-4808
FAX: 03-5333-4809ホームページも
ご覧下さい。

www.oval-rms.com

厚生労働省は、平成25年12月18日に開催された「第2回社会保障審議会企業年金部会」に提出した資料の中で、今年12月17日時点の**543基金のうち137基金(全体の25%に相当)が、解散や代行返上に向けて具体的に進んでいる**ことを公表した。

業種別の内訳をみると、代行割れ基金の割合が多い業種、例えば繊維業、建設業、運輸業、石油業、での解散進行割合が高い。

業種	①基金数	②解散内 諾済	③将来返 上済	④小計 (②+③)	割合 (④÷①)
計	543	123	14	137	25.2%
機械・金属製造	83	15	3	18	21.7%
卸売・小売	76	15	3	18	23.7%
繊維業	12	6	0	6	50.0%
食料品・飲料	29	3	2	5	17.2%
建設	59	18	0	18	30.5%
運輸	50	14	1	15	30.0%
その他	50	12	2	14	28.0%
その他製造	48	13	1	14	29.2%
サービス	55	9	1	10	18.2%
石油	18	14	0	14	77.8%
電設・電気工事	14	3	0	3	21.4%
医療・福祉	37	1	0	1	2.7%

※1「解散内諾済」は、解散の方向性について代議員会で議決し、記録整理等具体的な作業を始めた(又は始めようとしている)基金

※2「代行返上済」は、厚生年金保険法附則第32条の認可を受けて、代行部分の掛金徴収等を停止した(又は認可申請中で停止しようとしている)基金

同部会では、解散手続き等についても、法改正施行に向けた検討内容が公表されたが、**基本的には“代行割れを早期に解消する”(又は代行割れを二度と起こさない)という観点から、全ての手続の迅速化の措置が提示されている。**

具体的には、①法改正前でも解散の事前手続き取り進め可能、②解散理由の撤廃、③解散手続き要件の緩和、等が発表された。

解散に向かう基金は今後の増え続けることは間違いないが、**申請基金数が殺到すると着手が遅れた基金が後回しにされて解散が遅くなる可能性も否定できない。**

同部会での公表資料やその内容について、詳しくお知りになりたい場合には、当社までお問い合わせ下さい。